

「地域における自殺の基礎資料（速報値）」の公表について

警察庁から自殺予防総合対策センターが提供を受けた平成 16 年から平成 18 年までのデータに基づき、昨年 7 月に民間団体において、自殺者の年齢、職業、原因・動機等の地域特性を整理した「自殺実態白書 2008」が公表されたことを踏まえ、本年は、内閣府自殺対策推進室において、警察庁から提供を受けた平成 19 年及び平成 20 年の集計データに基づき、別紙の整理で「地域における自殺の基礎資料（速報値）」を取りまとめましたので、公表いたします。（以下の URL において掲載。）

【URL】<http://www8.cao.go.jp/jisatsutaisaku/basic_data/index.html>

本資料は、都道府県及び市区町村の自殺者について、性別、原因・動機、職業の状況を整理したものです。

なお、行政区分に応じた地域特性ごとの比較を可能とするため、警察署の管轄ごとのデータを合わせて行政区分と一致させた地域区分（人口 10 万人以上）を設定するとともに、職業別、年代別自殺者数や自殺の行われた場所等の確報値の集計と分析を行った上で、「地域における自殺の基礎資料（仮称）」を本年 9 月の自殺予防週間前を目途に内閣府から公表する予定です。

【問合わせ先】

内閣府自殺対策推進室 猪股、須藤
電話： 5253-2111(内線 44245)
3581-1247(直通)

【別紙】

1. 「都道府県別自殺の状況」について

【男女別自殺者数】については、平成 19 年及び平成 20 年における自殺者数について男女別の実数で整理。【自殺の原因・動機】については、平成 19 年及び平成 20 年における原因・動機別の件数をその数が多い順に第 10 位まで整理（複数計上あり）。記載項目については、以下のとおり。

(1) 自殺の原因・動機について

「平成 19 年中における自殺の概要資料」及び「平成 20 年中における自殺の概要資料」における分類と同様に、家庭問題、健康問題、経済・生活問題、勤務問題、男女問題、学校問題、その他、不詳の 8 つに分類（大分類）し、さらに、各項目について以下のとおり詳細に分類（小分類）。

家庭問題

親子関係の不和、夫婦関係の不和、その他家族関係の不和、家族の死亡、家族の将来悲観、家族からのしつけ・叱責、子育ての悩み、被虐待、介護・看病疲れ、その他

健康問題

病気の悩み（身体の病気）、病気の悩み・影響（うつ病）、病気の悩み・影響（統合失調症）、病気の悩み・影響（アルコール依存症）、病気の悩み・影響（薬物乱用）、病気の悩み・影響（その他の精神疾患）、身体障害の悩み、その他

経済・生活問題

倒産、事業不振、失業、就職失敗、生活苦、負債（多重債務）、負債（連帯保証債務）、負債（その他）、借金の取り立て苦、自殺による保険金支給、その他

勤務問題

仕事の失敗、職場の人間関係、職場環境の変化、仕事疲れ、その他

男女問題

結婚をめぐる悩み、失恋、不倫の悩み、その他交際をめぐる悩み、その他

学校問題

入試に関する悩み、その他進路に関する悩み、学業不振、教師との人間関係、いじめ、その他学友との不和、その他

その他

犯罪発覚等、犯罪被害、後追い、孤独感、近隣関係、その他

不詳

不詳

(2) 自殺者数について

【自殺の原因・動機】においては、自殺者 1 人につき最大 3 つまで複数回答を可能として重複計上しているため、「原因・動機」に係る部分の自殺者数は、実数よりも多く集計されている。

自殺者数の公表に当たっては、他の情報と照合しても個人が識別されないように公表を行う観点から、数値が4以上の場合に具体的数値を表記することとし、数値が0から3までの場合は、「3以下」と表記。

2. 「市区町村別自殺の状況」について

「性別」の左表については、平成19年及び平成20年における自殺者数について男女別に実数で整理。「原因・動機」の中表及び「性別」×「職業」×「原因・動機」の右表については、平成19年及び平成20年における原因・動機別の件数（複数計上あり）をベースに、「性別」及び「職業」とクロス集計の上、その数が多い順に第10位まで整理。それぞれの記載項目については、以下のとおり。

(1) 市区町村名について

平成20年3月31日現在で整理。

(2) 警察署について

「全国警察署名称位置管轄区域一覧（平成20年2月1日現在）」に基づく当該市区町村の管轄署（平成20年1月31日以前に統合された警察署については管轄区域となっていた市区町村にデータを計上。）

(3) 自殺の原因・動機について

家庭問題、健康問題、経済・生活問題、勤務問題、男女問題、学校問題、その他、不詳の8つに分類。

(4) 職業について

自営業・家族従事者、被雇用者・勤め人、学生・生徒等、無職、不詳の5つに分類。

(5) 自殺者数の集計について

<警察署別>では、警察署の管轄区域ごとに集計し、左側に管轄する市区町村名を表記したもの。自殺者数が多い順に第10位まで整理。その際、同一の管轄区域内にある市区町村については、当該区域内にその一部のみが属する場合であっても全て表記。

<警察署合算>では、一の市区町村を複数の警察署が管轄している場合に当該市区町村を管轄する全ての警察署の数字を合算して集計したもの。自殺者数が多い順に第10位まで整理。その際、警察署が市区町村の一部のみを管轄する場合であっても、当該警察署の数字を全て計上。

「*」を付記した警察署の自殺者数は重複して計上されている。

「原因・動機」については、自殺者1人につき最大3つまで複数回答を可能として重複計上しているため、「原因・動機」に係る部分の自殺者数は、実数よりも多く集計されている。

自殺者数の公表に当たっては、他の情報と照合しても個人が識別されないように公表を行う観点から、数値が4以上の場合に具体的数値を表記。数値が0から3までの場合は、「3以下」と表記する等、具体的数値が特定されないよう表記。ただし、一の管轄区域において自殺者が存在しない場合には、全欄を空白としている。